

ふるさとほっぴー市場

地元をよく知る信用金庫に協力いただき
ご当地のお店やお取り寄せグルメを、
インターネットを通じて広く発信しています。

知る人ぞ知る
こだわりの「味」が
大集合！

詳しくはこちらから！

ふるさとほっぴー

検索



会員 **My** ページ (インターネットサービス) をご活用ください
パソコン・スマートフォンから次のサービスが利用できます。



1. サービス内容

●各種申請書類の発行

- 人間ドック受診助成申請書の発行
- ケガのご連絡 (請求金額 3 万円以下の場合)
- 災害防止助成申請書の発行
- 宿泊助成利用のご連絡

●催物等の応募 (会員広報誌「まいんど」掲載)

※催物・ご当地グルメ商品の内容は毎月1日に更新します

●各種依頼の受付

- 会員証の発行
- メンバーズカードの発行
- 領収書の発行
- 会員ハンドブック・規約の送付

●会員情報の確認・変更

- ご契約内容の表示
会員番号、登録の住所、電話番号、加入者の状況など
- 住所・電話番号等のご変更
事業所の住所、電話番号、業種、事業所名 (個人事業所に限る)
- 増員・減員・変更届出書の発行
 - ・加入者の増員・減員
 - ・加入者の姓名・資格区分の変更
 - ・法人の事業所名の変更
 - ・会費振替指定口座 (信用金庫) の変更



※上記以外は電話でお問い合わせください。

2. 利用方法

ご利用にあたっては、まずメンバー登録 (無料) が必要です (詳しくは日本フルハップホームページまで)

お問い合わせは

受付時間 9:00~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)



イイヨ フル ハップ
0120-14-2682

■上記のダイヤルをご利用いただけない場合は、次の電話番号におかけください。

TEL 06-6949-3385 (有料)

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団
(略称/ 日本フルハップ) <https://www.nfh.or.jp>

〒540-8555

大阪市中央区大手前2-1-2 国民會館・住友生命ビル



日本フルハップ 会員ハンドブック

2021 年度版



公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

災害補償事業 ～ケガの補償～



1. 補償内容

加入者の方がケガが原因で通院・入院された場合や医師の往診を受けた場合、また障害が残った場合や死亡された場合には次の補償が受けられます。

※ケガとは、急激かつ偶然の外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

	ケガをされた日から起算して	
	180日まで	181日以降1年以内
通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
障害が残ったとき	1,000万円(1級)～15万円(14級)	
死亡したとき	1,000万円	

※日本フルハップは認可特定保険業として災害補償事業を実施しています。

※補償費は、通院・入院の実日数、往診の回数に応じて、ケガをされた日から**1年を限度**としてお支払いします。(ただし、ケガをされた日から1年以内に治癒または症状が固定した場合は、その日までとなります。)

※補償の対象となる医療機関は、医療法または柔道整復師法に定める①病院、②診療所、③整骨院(通院補償のみ)で、**鍼灸院などは対象になりません。**

※通院・入院補償は**実際に通院・入院された日数が対象**となります。(1日に何回通院されても、また別のケガで同じ日に通院されても1日分のみとなり、入院では外泊分は補償対象になりません。)

※**ギブス**などにより治療されている場合であっても**通院されない日は補償対象になりません。**

※補償は、加入日の翌日午前0時に始まります。

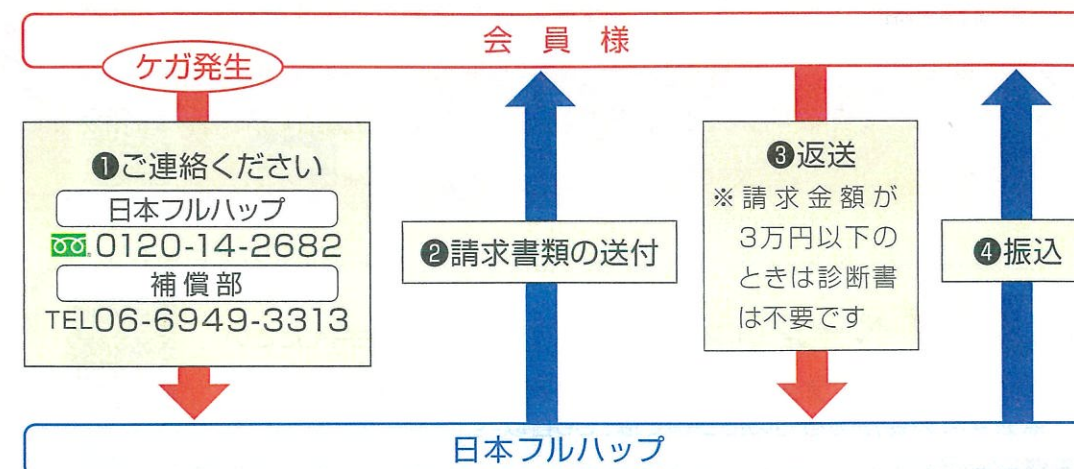
※会費の払い込みがなされていない期間中のケガについては、最終払込期日までに会費が払い込まれた場合に限り補償費をお支払いします。

2. 補償の特色

- 工作中、仕事外を問わず**24時間中のケガについて補償**します。
- 補償の期間はケガをされた日から**最高1年間の長期補償**です。
- ケガによって**障害が残った場合**は、障害の程度に応じて、当財団規約に定める障害補償等級区分により**最高1,000万円まで補償**します。
- 通院・入院・往診補償費は治療の**初日分よりお支払い**します。
- 補償費は、**他の保険とは関係なくお支払い**します。

ケガの補償

3. ケガをされた場合の手続き



①ケガをされた場合は、お早めに**会員番号と誰が、いつ、どこで、どのようなケガをされ、どの医療機関で治療を受けられたか**を

0120-14-2682または補償部 TEL06-6949-3313 までご連絡ください。

②状況をうかがった後、ご請求に必要な書類をお送りします。

ただし、**支払事由が生じた日の翌日から3年以内に請求がないと時効**となります。

※支払事由とは「加入者がケガによって通院・入院されたときや医師の往診を受けたとき、また障害が残ったときや死亡されたとき」をいいます。

＜お送りする書類＞

- ①補償費(補償保険金)請求書(通院・入院・往診)
- ②診療状況申告書(本人記入用)
- ③診断書(医師記入用)、
施術証明書(柔整師記入用)
- ※記入要領などを記載した
「補償費(補償保険金)の請求手続きのご案内」を
同封しますのでご参照ください

＜提出していただく書類＞

- 補償請求金額が
30,000円を超える場合
……①と③
- 30,000円以下の場合
……①と②と治療費領収書(コピー可)
- ※交通事故の場合は、**交通事故証明書**
(コピー可)を添付してください

下記1)～5)すべてにあてはまる場合のみ、

会員Myページ(裏表紙参照)から「ケガのご連絡」をしていただくこともできます。

- 1) 現在加入されている方
- 2) ケガによる通院または入院補償を請求される場合
- 3) 1年以内に発生したケガ
- 4) 治療が終わっているもの
- 5) ご請求金額が3万円以下のもの(治療費ではありません)

(例) 入院3日と通院6日の場合

入院補償(1日あたり)5,000円×3日=15,000円

通院補償(1日あたり)2,500円×6日=15,000円

入院+通院=30,000円



会員Myページへはこちら

次ページへ続く

加入資格、会費、
契約内容の変更手続き

安全で快適な
職場づくり

健康管理の支援

心量かで活力ある
生活の支援

各種無料相談

会員の交流と
能力開発の支援

ケガの補償

日本フルハップの
基本方針

災害防止事業 ～安全で快適な職場づくり～



1 安全で快適な職場づくりのための助成(災害防止助成)

会員事業所において、安全で快適な職場づくりのために次表の助成対象項目を**購入(測定等は実施)され、納品日(実施日)から1年以内に申請**された場合に助成します。

※次の場合は対象となりません

- ・リース、レンタル、修理、移設、自作や自社施工、国外の事業所で使用されるもの
- ・家電店などのポイント使用額、長期保証料金、分割払手数料
- ・加入日以前、脱退後、会費の払い込みがなされていない期間中(最終払込期日までに会費が払い込まれた場合を除く)に納品・実施されたもの

災害防止助成制度のご案内↓



1. 助成の対象項目 業務中に会員事業所の従業員が使用するもの、および職場において実施される測定等が対象となります。

(1) 職場の安全を確保するための助成

項目	助成の条件等
①保護帽(ヘルメット)	
②安全靴・耐滑靴	つま先部分に先芯が入った構造の靴
③保護眼鏡	工業・産業用保護眼鏡に限ります 対象外:花粉防止用、スポーツ・レジャー用、PC用、サングラス
④防災面	有害光線、飛来物等から顔面を保護する面
⑤墜落制止用器具(安全帯)	厚生労働省の規格適合品
⑥階段の手すり・階段の滑り止め	いずれも階段に設置のもの
⑦作業用踏み台または脚立	対象外:はしご、足場、高所作業台
⑧台車	手押し式のもの
⑨安全プレス機械	厚生労働省の「型式検定合格品」であるプレス機械本体
⑩床材等の防滑加工(塗布のみ)	表面処理用薬剤による防滑加工や、防滑工法での塗装
⑪床面の滑り止めテープ	
⑫床面の段差解消スロープ	つまずきやすい段差をスロープ状にする製品や工事
⑬転倒防止のための床の改修	転倒防止につながる施工をした場合
⑭消火器・消火装置	対象外:消火器の詰め替えや処分費用、点検費用
⑮火災報知機	対象外:点検費用
⑯救命胴衣	災害対策用として職場に備蓄するものも対象です

(2) 快適な職場づくりのための助成

項目	助成の条件等
⑰エアコン ⑱扇風機、冷風扇、サーキュレーター ⑲ミスト発生装置 ⑳ファン(冷却装置)付き作業服 ㉑電熱ウェア ㉒暖房用ストーブ・ヒーター ㉓空気清浄機 ㉔換気扇 ㉕照明機器 ㉖加湿機・除湿機 ㉗エレベーター ㉘自動ドア ㉙電動シャッター	㉑電熱ウェアはヒーターと作業服が一体となっているものに限り ㉒電動シャッターは手動シャッターの電動化も対象です

(3) 職場の安全衛生管理推進のための助成

③⑩防じんマスク ③⑪防毒マスク	厚生労働省の「型式検定合格品」
③⑫局所排気装置 ③⑬集じん機・除じん装置	対象外:掃除機やブロワ
③⑭排液処理装置	特定化学物質障害予防規則に定められたもの
③⑮作業環境測定	労働安全衛生法に基づく、有機溶剤、特定化学物質、石綿、鉛、電離放射線、粉じん、騒音測定に限ります 対象外:自社測定、環境規制法令に基づく測定
③⑯特殊健康診断	有機溶剤、特定化学物質、石綿、鉛、四アルキル鉛、高気圧業務、電離放射線、じん肺、VDT作業健康診断に限ります その他の健診との同時受診の場合は、その費用を除きます 対象外:酸取扱者等の歯科健康診断
③⑰安全衛生推進者養成講習 ③⑱衛生推進者養成講習	10～49人の事業場において選任が定められている「安全衛生推進者」「衛生推進者」の養成講習
③⑲安全運転管理者等法定講習	一定台数以上の自家用自動車を使用する場合において選任が定められている「安全運転管理者」「副安全運転管理者」の講習
④①耳栓・イヤーマフ(防音保護具)	騒音性難聴防止のための防音保護具
④②ガス検知器	会員事業所の従業員の中毒事故や爆発事故を防止するためのもの
④③AED(自動体外式除細動器)	

(4) 交通事故を防止するための助成

④④スタッドレスタイヤ ④⑤タイヤチェーン ④⑥ドライブレコーダー ④⑦アルコール検知器 ④⑧自転車用・バイク用ヘルメット	加入者が通勤等業務に関わる移動に使用するものも対象です
---	-----------------------------

(5) アスベスト(石綿)を除去した場合の助成

④⑨石綿除去	建物の石綿(アスベスト)の除去、封じ込め、囲い込み、工事後も会員が職場として継続使用される場合に限り
--------	--

(6) プレス機械特定自主検査の助成

プレス機械の特定自主検査を日本フルハップと**契約した検査業者により実施した場合に**、1台当たり3,000円、**年度間7台まで**助成します。他の項目とは手続きが異なりますので、詳しくはP6(下部)のお問い合わせ先までご連絡ください

加入資格、会費、
契約内容の変更手続き

安全で快適な
職場づくり

健康管理の支援

心豊かで活力ある
生活の支援

各種無料相談

会員の交流と
能力開発の支援

ケガの補償

日本フルハップの
基本方針

2. 助成金について（※P5(6)プレス機械特定自主検査の助成は除く）

購入・実施費用の2分の1を助成します。ただし、納品・実施された年度（4月～翌年3月末）ごとに、合計して下表の助成限度額が上限です（加入年数・加入者数により異なります）。
※助成金は会費振替口座へ振込のうえ、ハガキにてお知らせします。

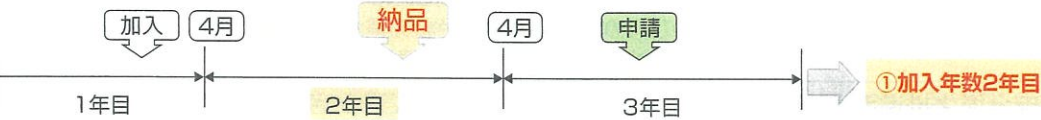
助成限度額

加入年数※1 加入者数※2	1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～15年目	16年目～
1名	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
2名	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
3名	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円
4名	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円
5名	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
6名	30,000円	36,000円	42,000円	48,000円	54,000円	60,000円
7名以上	該当する加入年数の「1名の助成限度額」×「加入者数」となります					

※1「加入年数」は加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします
※2「加入者数」については、申請の前々月末の人数を基準とします（加入翌月末までは加入時の人数を基準）

【助成限度額の算出方法】

※1「加入年数」は加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします
◎加入年数の計算、助成額の合計は納品年度ごとに行います



※2「加入者数」は申請の前々月末の加入者数を基準とします

	3月	4月	5月	6月	7月	...
月末の加入者数	5名	4名	4名	5名	5名	...
	納品				申請	

上の表に当てはめると

助成限度額 = ①加入年数2年目 + ②加入者数4名 → 助成限度額20,000円

3. 助成申請手続き

(1) 申請用紙の請求：まずは「災害防止助成申請書」を下記までご請求ください。
会員Myページ（裏表紙参照）からお申し込みいただくこともできます。

お問い合わせ先

☎0120-14-2682 福祉・災害防止部 TEL06-6949-3314

会員Myページへはこちら



(2) 必要書類の送付：「災害防止助成申請書」に下記の必要書類を同封してご返送ください。
提出書類は返却できませんので、助成申請書以外は原本ではなくコピーをご提出ください。

A. 購入内容が確認できる明細書

具体的な品名・購入金額・数量・日付・購入先が確認できる次のいずれかのコピー

- 品名明記のレシート・領収書
- 請求明細書
- 納品書
- 見積書
- 購入履歴画面や電子メールの印刷

*いずれも具体的な品名や金額の記載のないものは不可

B. 支払いが確認できる領収書

次のいずれかのコピー

- 領収書、レシート、代引領収書
- 振込控、ネットバンキング振込画面
- カード利用明細（WEB明細可）
- 割賦の場合は割賦契約書と通帳（1回分の引落印字部分）または引落予定の案内
- 決済アプリの履歴画面

AとBの両方必要です（レシート等、1枚になっている場合は1枚で可）

※下記の項目は「災害防止助成申請書」に同封する書類が異なります。

⑨安全プレス機械	明細書（写）＋領収書（写）＋検定合格証明書（販売店記入用） ※「検定合格証明書」は日本フルハップより会員様へ送付しますのでご連絡ください
⑬転倒防止のための床の改修	明細書（写）＋領収書（写）＋転倒対策実施申告書 ※「転倒対策実施申告書」は日本フルハップより会員様へ送付しますのでご連絡ください
⑳安全衛生推進者養成講習 ㉑衛生推進者養成講習	明細書（写）＋領収書（写）＋修了証（写）
㉒安全運転管理者等法定講習	修了証または修了印のある管理者証（写）＋領収書（写）

＝このような場合は＝

- ・明細がない場合は、P6（下部）のお問い合わせ先までご連絡ください。財団所定の「販売・施工内容証明書」をお送りしますので、購入店・施工業者に必要事項を記載してもらってください。
- ・仕入れ品を自社使用される場合は、仕入れ先から発行される明細、領収書をご用意ください（自社で発行の明細、領収書は受付不可）。

- 新築等一連の工事は完工日をもつての申請とします。工事途中での申請はできません。
- エアコン等本体とともに工事を要するものは、工事日を納品日として扱います（外注の場合に限ります）。

2 安全衛生の啓発

資料の提供	会員広報誌「まいんど」を通じて、安全衛生や交通安全に関する情報や壁新聞などの資料をお届けしています
安全運転コンクール	会員事業所の運転者を対象として6カ月間にわたって無事故・無違反を目指すコンクールを実施しています
交通安全コンサート	ケガや交通事故防止の啓発を目的とした催しを実施しています

加入資格、会費、
契約内容の変更手続き

安全で快適な
職場づくり

健康管理の支援

心豊かで活力ある
生活の支援

各種無料相談

会員の交流と
能力開発の支援

ケガの補償

日本フルハップの
基本方針

福利厚生事業 ～健康管理の支援～

中小企業の皆さまの健康管理の支援を行います。



1. 人間ドック受診の助成

加入者の方が人間ドックを**受診された日から1年以内に申請された場合**に助成します。
なお、申請日は、当財団に申請書類が到着した日とします。

(1) 助成の内容

助成額	1人1回 10,000円 (本人負担額が10,000円未満の場合はその額)
助成回数	年度間1人 1回 まで (年度間とは4月～翌年3月末まで)
助成対象となるもの	人間ドック、生活習慣病予防健診、 協会けんぽ一般健診、PET検査(全身)、脳ドック
助成対象と ならないもの	●健康保険の適用を受ける検査(再検査、診療目的の検査など) ●定期健康診断(労働安全衛生法に基づく健診など)

※加入日以前・脱退後に受診されたもの、会費の払い込みがなされていない期間中(最終払込期日までに会費が払い込まれた場合を除く)に受診されたものは、対象になりません。
※医療機関の指定はありませんが、国内での受診を対象とします。

(2) 助成申請手続き

☎ 0120-14-2682 または福祉・災害防止部 TEL06-6949-3314
までご連絡いただければ、助成申請書をお送りします。手続きの流れについては10ページをご参照ください。

会員Myページ(裏表紙参照)からお申し込みいただくこともできます。 **会員Myページへはこちら**

〈助成申請書には次の資料を添付してください〉

受診者名(加入者名)、受診日、受診金額、健診機関名の記載があり、**人間ドック**などを受診したことがわかる領収書のコピー。

(1) 領収書のコピー〈必須〉

必要記載事項

- ① 受診日
- ② 受診者名(加入者名:フルネーム)
- ③ 受診金額
- ④ 健診名「人間ドック」等
(健診機関名・印)

※振込の場合は、控えが必要となります。

《領収書例》

領 収 書

① ○○年○月○日

② **日本 太郎 様**

③ **¥ **, ** ***

④ **但し、人間ドック受診料**

○○病院 印

・人間ドック受診料
 ・生活習慣病予防健診代
 ・協会けんぽ一般健診代
 ・PET検査受診料
 ・脳ドック受診料
 と明記してあるもの

(2) 健診結果票・請求明細書のコピー

領収書の①～④のうち、ひとつでも不明な事項がある場合は、添付してください。

2. 介護にあたる方の疲労回復に対する助成

事業主(法人の場合は代表役員。以下同じ)と同居している**要介護高齢者を介護する加入者**が疲労回復のために、**はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師**および、**柔道整復師**による**保険適用外**の施術を利用された場合に助成します。申請期間は**利用日より1年以内**とし、申請日は当財団に申請書類が到着した日とします。

◆**要介護高齢者**とは、事業主の配偶者、事業主と同居している事業主の両親および事業主の配偶者の両親で、**介護保険法の「要支援」**または**「要介護」**の認定を受けた方とします。

(1) 助成の内容

助成額	1回あたり 2,000円 (本人負担額が2,000円未満の場合はその額)
助成回数	年度間1事業所あたり 3回 まで(年度間とは4月～翌年3月末まで)
助成対象となる施術	あん摩、マッサージ、指圧、鍼灸
助成対象と ならない施術	●健康保険の適用を受ける施術 ●美容マッサージ、エステなど(介護疲労回復とは別目的の施術) ●整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー

※加入日以前・脱退後に施術されたもの、会費の払い込みがなされていない期間中(最終払込期日までに会費が払い込まれた場合を除く)に施術されたものは、対象になりません。
※国内での施術を対象とします。

(2) 助成申請手続き

☎ 0120-14-2682 または福祉・災害防止部 TEL06-6949-3314 までご連絡いただければ、助成申請書をお送りします。手続きの流れについては10ページをご参照ください。

〈助成申請書には次の資料を添付してください〉

利用者名(加入者名)、利用日、金額、施術所の記載があり、**あん摩、マッサージ、指圧、鍼灸**の施術を利用したことがわかる領収書のコピー。

領収書のコピー〈必須〉

必要記載事項

- ① 利用日
- ② 利用者名(加入者名:フルネーム)
- ③ 金額
- ④ 施術内容「マッサージ」等
(施術所名・印)

《領収書例》

領 収 書

① ○○年○月○日

② **日本 太郎 様**

③ **¥ **, ** ***

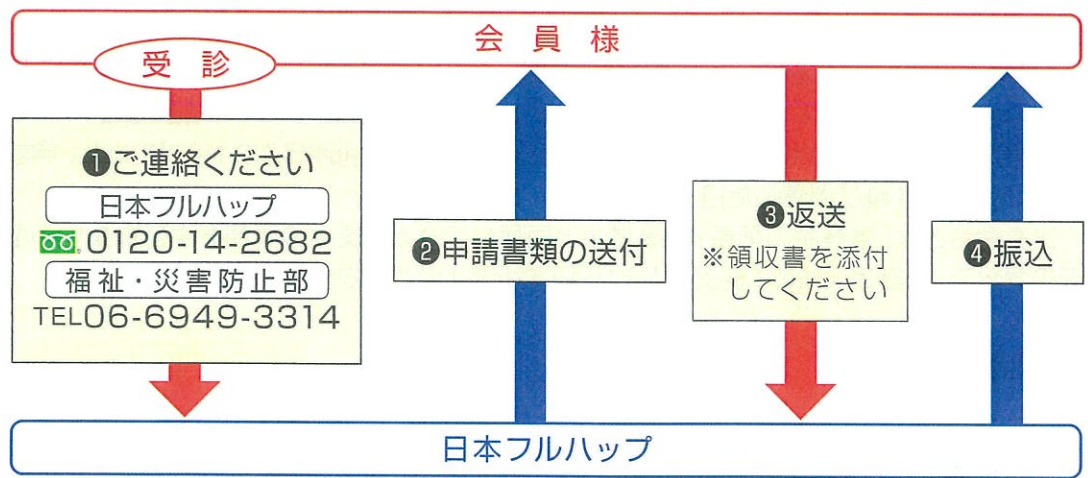
④ **但し、マッサージ代**

○○治療院 印

・あん摩代
 ・マッサージ代
 ・指圧代
 ・鍼灸代
 と明記してあるもの

次ページへ続く

◆手続きの流れ



3. 「心とからだの健康づくり」セミナーの開催

ウォーキングを中心とした健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくり」セミナーを行っています。

※詳しい内容や応募方法などは、会員広報誌「まいんど」でご案内します。



4. 総合健康懇談(相談)会

医療の第一線を永年経験した著名な医師が、健康に関する悩みについて総合的に懇談(相談)に応じます。

利用は無料ですので、健康に関することで気になることがあればぜひご利用ください。

実施予定日などについては、会員広報誌「まいんど」でご案内します。

- 日 時：月4回(原則火曜日) 14時～17時まで
- 申 込：事前予約制ですので、直接、福祉・災害防止部 TEL06-6949-3314 までお申し込みください。
- 利 用：電話または面談
- 相談料：無料
- 場 所：日本フルハップ懇談室(本部地図16ページをご参照ください。)



5. 健康についての情報提供

中小企業経営者の健康管理の参考になるよう、健康についての情報を会員広報誌「まいんど」で提供します。

福利厚生事業 ～心豊かで活力ある生活の支援～

中小企業の皆さまの心豊かで活力ある生活を支援します。

1. 催物への招待など

〈観劇、コンサート、プロ野球などへの招待〉

- ①観劇
歌舞伎、文楽などの伝統芸能や新派、新劇、新喜劇、ミュージカル、オペラなど
- ②歌謡ショー、コンサート
演歌、ポップス、クラシックなど幅広い音楽鑑賞
- ③お笑い劇場・寄席
- ④プロ野球・Jリーグ観戦
- ⑤映画鑑賞、納涼船・美術館・水族館などのレジャー施設
- ⑥会員懇親ゴルフコンペ・ボウリング大会



〈ご当地グルメ商品の提供〉

ご当地のお店やお取り寄せグルメを紹介するウェブサイト「ふるさとほっぴー市場」(裏表紙参照)掲載店の商品から厳選。

※詳しい内容や応募方法などは、会員広報誌「まいんど」でご案内し、**応募された会員の中から抽選**となります。**会員Myページ**(裏表紙参照)からお申し込みいただくこともできます。



会員Myページ
へはこちら

2. 保養施設宿泊助成

(1) 助成の内容

日本フルハップが契約している全国各地の契約保養施設(約70カ所)に宿泊される場合に助成します。

- ①助成額…**1人1泊 2,000円**
(小人<3歳以上小学生以下>の場合は1,000円)
- ②1旅行あたりの助成限度

宿 泊 数	加入者数	利用人数
1旅行あたり 2泊まで	1名 の会員事業所	6名まで
	2名 の会員事業所	8名まで
	3～4名の会員事業所	10名まで
	5名以上の会員事業所	12名まで



- ③1会員事業所あたり**年度間3回の旅行まで**利用できます(年度間とは4月～翌年3月末まで)。
※この制度は会員事業所の**事業主、役員、従業員とその家族**の方も利用できます。
※利用者1名につき、1泊2,000円/回の助成を上限とします。
※キャンプ場のご利用は対象となりません。

次ページへ続く

加入資格、会費、
契約内容の変更手続き

安全で快適な
職場づくり

健康管理の支援

心豊かで活力ある
生活の支援

各種無料相談

会員の交流と
能力開発の支援

ケガの補償

日本フルハップの
基本方針